主主

原決定を取り消す。 昭和三十年十二月二十二日大阪地方裁判所が覚せい剤取締法違反罪によりAに対し懲役八月、三年間の執行猶予の言渡をした右刑の執行猶予の言渡を取り消す。

理 中

本件即時抗告の要盲はAは後記のように、刑の執行猶予の言渡を受け、その猶予の言渡の確定前に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられその刑につき執行猶予の言渡がなかつたので、検察官は刑法第二十六条第二号により右刑の執行猶予言渡の取り消しを当時の同人の現在地を管轄する岐阜地方裁判所に対し請求したところ同裁判所は同法条に該当しないとの解釈の下に、昭和三十一年四月二十三日検察官の請求は理由がないものとしてこれを棄却する旨の決定をなした。しかし、該決定は法令の解釈を誤つたものであり失当であるから、原決定を取り消し、更に相当の裁判を求めるため即時抗告を申立てた次第であるというにある。

「後野」、一大条第二号にいわゆる「猶予の言渡前」とは「猶予の言渡の確定前」の意味に解するを相当とす〈/要旨〉る。これを別言すれば、刑の執行猶予の言渡を受けた者がその言渡の確定前に更を犯し禁錮以上の刑に処せられその刑にのき執行猶予の言渡なきときは、刑の執行猶予は再犯の虞がないものと解する。けだし、刑の執行猶予は再犯の虞がないものと解する。はだし、刑の執行猶予の言渡を受けた後その確定がないまるに対し、猶予の言渡がなった。 が罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、しかも、その刑につき執行猶予の言渡なられた。 が罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、しかも、その刑につき執行猶予の言渡ないまるに対し、猶予の言渡がなった者がその言渡の確定に難に関する。 を対した者がは、一大の執行猶予の言渡を政治になる。 を対したることになる。 を対した。 がはを対した。 がはを対した。 がはを対した。 がはを対した。 がはを対した。 がはを対した。 がはを対した。 がはを対した。 がはをがいた。 がはを対した。 がいまれた。 がいまのとの前提を欠くにといる。 がいまのとの前提を欠くにを対し、 がいまのとの前提をを与えることになる。 がいまのとのが、刑法第二十六条第二号の はないきものとするのが、刑法第二十六条第二号の はないきものとするのが、刑法第二十六条第二号の はないきものと解せられるからである。

本件についてこれをみると、記録によれば、Aは昭和三十年十二月二十二日大阪地方裁判所において覚せい剤取締法違反罪により懲役八月(三年間刑執行猶予の高渡の確定前である同三十十二月二十九日更に同法違反の罪を犯し、同三十の書渡の確定前である同三十年十二月二十九日更に同法違反の罪を犯し、同三十年十二月二十九日更に同法違反の罪を犯し、同三十年十二月二十九日更に同法違反の罪を犯し、回三渡の確定したことを認りに、右刑の執行猶予明問人の刑につき執行猶予の言渡を取り消する。されば、原決定書に徴し明らかなように、大会の相談の本件刑の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に本門の執行猶予の言渡を取り消すこととし、主意に表記を取り消費を取り消費を取り消費を取り消費を取り消費を取り消費を取りませている。

(裁判長裁判官 影山正雄 裁判官 石田恵一 裁判官 水島亀松)